

●第13回広島市都市計画審議会(H15年10月24日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
<p>地区計画の変更について (広島市決定)</p>	<p>変更箇所: (1)へさかレインボーハイ ツ桜坂地区 (2)ライブヒルズ未来地区 (3)高須台パークタウン地区 (4)古江上田方地区 (5)古川リバーサイド地区 (6)イトーピア長楽寺地区 (7)サンコート花みずき台地区 (8)西風新都A.CITY中央地区 (9)西風新都A.CITY戸建地区 (10)グリーンヒル大原地区 (11)西風新都伴東学研地区 (12)西風新都伴南工</p>	<p>広島市屋外広告物条例が一部改正されたことに伴う 地区計画の変更について</p> <p>【地区計画の変更について】</p> <p>本市で定めている43地区の地区計画のうち、26地区については、「建築物等の形態又は意匠の制限」において、屋外広告物を制限するため『広島市屋外広告物条例 第6条』を引用している。「広島市屋外広告物条例の一部改正」に伴い、『広島市屋外広告物条例 第6条』についても改正されたことから、今回、これを引用している地区計画の変更を行うものである。</p> <p>これまで、本市で策定した 43の地区計画のうち、『広島市屋外広告物条例 第6条』を引用しているものは26地区ある。このうち、「広島市屋外広告物条例の改正」施行時において、別途変更手続中であった1地区については、前回の都市計画審議会に諮り、先行して変更していることから、今回は残る25地区についての地区計画を変更するものである。</p> <p>(参考)</p> <p>広島市屋外広告物条例の一部改正について</p> <p>美観風致及び公衆の安全を害する違法広告物を排除するため、のぼり旗等に対する即時の除却制度を創設するとともに、違法広告物の設置を抑制するため、広告物の除却勧告に従わない者の氏名公表制度を創設する等、所要の改正が行われた。</p> <p>(広島市屋外広告物条例 第6条の改正事項) … 地区計画で引用している条項</p> <p>この改正で第6条(適用除外)において、次の内容が同条『第2項』に追加となった。</p> <p>『営利を目的としない広告に係る広告物で、良好な景観の形成に</p>

<p>業地区 (13)西風新都 高附住宅地区 (14)西風新都 伴北工業地区 (15)中講パークフロント地区 (16)西風新都 梶毛東地区 (17)可部勝木台地区 (18)高陽台地区 (19)高陽深川台地区 (20)可部亀山地区 (21)安芸矢野ニュータウン地区 (22)瀬野みどり坂地区 (23)西風新都 インター流通パーク地区 (24)西風新都 石内学研地区 (25)五日市海老山南地区</p>	<p>資するものとして規則で定める基準に適合するものについては、市長の許可を受けることなく表示できることとする。』</p> <p>これにより、改正前の第6条第2項から第5項までが、同条第3項から第6項へ、1項ずつ繰り下げとなった。</p> <p>※「広島市屋外広告物条例 第6条」改正の新旧対照表については、こちら。(PDF:13KB)</p> <p>【地区計画の「建築物等の形態又は意匠の制限」の変更内容】</p> <p>◆「自己用」広告物以外を禁止している部分 の変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「自己用」とは、条例 第6条 第3項 第1号、第2号に掲げるもの</p> <p style="text-align: center;">↓(項のずれ)</p> <p>「自己用」とは、条例 第6条 第4項 第1号、第2号に掲げるもの</p> </div> <p>◆ 制限の適用除外の部分 の変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>条例 第6条 第1項、 第3項 第3号、第4号、第6号 に掲げるものは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>条例 第6条 第1項、第2項、第4項 第3号、第4号、第6号 (項の追加) (項のずれ) に掲げるものは、この限りでない。</p> </div>
---	---